

山口県中小企業制度融資のご利用にあたって

1 山口県中小企業制度融資について

県内に所在する中小企業等の皆さまが事業資金を必要とし、金融機関から事業資金を借り入れる際に、信用保証協会が皆さまの債務の公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、中小企業の資金繰りをサポートしています。(ご希望に沿えない場合があります。)

2 ご利用いただける方(次の要件等をすべて満たしていること)

(1) 規 模: 資本金、従業員数のいずれかが適合している中小企業者

業 種	資本金又は出資の総額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は資本金又は出資の総額及び従業員数については、県経営金融課のHPで御確認ください。  
※ 事業協同組合など、特別の法権により設立された組合や特定非営利活動法人(NPO法人)も原則、対象となります。

(2) 業 種: 農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種(一部、業種によっては対象外)

(3) 事業歴: 県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること(一部の資金は要件を緩和)

3 金 利 固定金利

4 保証料率「山口県信用保証料率軽減事業補助金」により保証料の負担軽減を図っています。(単位:年%)

責任共有制度対象	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
引下げ(軽減)率	△0.45	△0.41	△0.36	△0.32	△0.27	△0.23	△0.19	△0.14	△0.11
保証料率(制度融資)	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34
責任共有制度対象外	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
引下げ(軽減)率	△0.44	△0.40	△0.36	△0.32	△0.27	△0.22	△0.18	△0.14	△0.10
保証料率(制度融資)	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

- (1) 中小企業者の財務要因等を考慮して、①~⑨区分のいずれかの信用保証料率を適用します。
- (2) 創業関連保証<sup>※1</sup>、再挑戦支援保証<sup>※1</sup>、経営安定関連保証、災害関係保証等に該当する場合は上表に関わらず、年0.65%の保証料率を適用します。  
※1 「スタートアップ創出促進資金」については、山口県信用保証協会の協力で、より低い保証料率(年0.5%)が適用される場合があります。
- (3) 「スタートアップ創出促進資金」については、経営者保証を不要とする取扱いの要件を満たさない場合でも、スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づき、年0.20%の保証料の上乗せ負担により、経営者保証を不要とすることができます。
- (4) 「経営者保証免除促進資金」に係る保証料率は、①~⑨区分又は経営安定関連保証のいずれかの信用保証料率に対して、年0.25%又は0.45%のいずれかの率を上乗せ(※)します。  
※上乗せ負担に対しては、年0.15%に相当する額を国が補助します。  
→上乗せに係る事業者実質負担は、年0.10%又は0.30%のいずれかの率となります。
- (5) 「返済負担軽減借換等特別資金(一般枠) (融資対象1・2及び4)」に係る保証料率は、年0.85%<sup>※2</sup>を適用します(経営者保証を免除する場合、年0.20%を上乗せします)。  
※2 年0.15%に相当する額を県が補助し、年0.65%に相当する額を国が補助します(経営者保証を免除する場合、年0.85%に相当する額を国が補助します) →事業者実質負担は、年0.05%となります。
- (6) 「返済負担軽減借換等特別資金(一般枠) (融資対象3)」に係る保証料率は、年0.45%~2.20%<sup>※3</sup>を適用します(経営者保証を免除する場合、年0.20%を上乗せします)。  
※3 年0.10%~0.45%に相当する額を県が補助し、年0.25%~1.05%に相当する額を国が補助します(経営者保証を免除する場合、年0.45%~1.25%に相当する額を国が補助します) →事業者実質負担は、年0.09%~0.71%となります。
- (7) 「返済負担軽減借換等特別資金(活性化枠)」に係る保証料率は、年0.80%<sup>※4</sup>(責任共有制度対象外の場合、年1.00%)を適用します(経営者保証を免除する場合、年0.20%を上乗せします)。  
※4 年0.15%に相当する額を県が補助し、年0.60%(責任共有制度対象外の場合、年0.80%)に相当する額を国が補助します(経営者保証を免除する場合、年0.80%(責任共有制度対象外の場合、年1.00%)に相当する額を国が補助します) →事業者実質負担は、年0.05%となります。

【経営者保証について】

- (1) 経営者保証を不要とする取扱いの要件を満たす場合は、全資金において、経営者保証なしで融資を受けることができます(保証料上乗せ負担なし)。  
(2) 上記(1)に該当しない場合でも、「事業者選定型経営者保証非担保制度(構造的制度)」の対象となる場合は、全資金において、年0.25%又は0.45%の保証料の上乗せ負担により、経営者保証なしで融資を受けることができます。  
※ 詳しくは、山口県信用保証協会へお問い合わせください。

5 お申込み先

県内の各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金の県内店、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合、山口県中小企業団体中央会(組合事業資金のみ)

6 お問い合わせ先(以下のほか、各市町、商工会議所、商工会等でもご相談に応じています。)

山口県産業労働部 経営金融課 金融支援班	山口市滝町1-1	TEL 083-933-3188 FAX 083-933-3209
山口営業店	山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館内	TEL 083-921-3091
下関支店	下関市岬之町8-11	TEL 083-223-6231
宇部支店	宇部市島3丁目6-18	TEL 0836-21-7361
周南支店	周南市緑町1丁目75-2	TEL 0834-31-5060
柳井支店	柳井市中央2丁目15-1 柳井市商工会館内	TEL 0820-22-0560
岩国支店	岩国市今津町3丁目17番6号	TEL 0827-21-5125
秋支店	秋市大字唐橋町50	TEL 0838-25-2010

(参考)「新型コロナウイルス感染症対応資金」の返済計画の見直しに係る信用保証料を支援します

内容	対象期間	お問い合わせ先
「新型コロナウイルス感染症対応資金(R2~3年度)」の返済計画の見直し(据置期間延長など条件変更)により追加で生じる信用保証料	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの条件変更実行分	同資金の融資を受けている金融機関

令和6年度 山口県中小企業制度融資のご案内

やまぐちサポート融資

区 分		令和6年度の主な制度改正等
制度改正	全 資 金	保証料の上乗せ負担により、経営者保証(※)なしで融資を受けられる新たな融資制度の運用開始 ※経営者個人が会社の連帯保証人になること
資金の創設等	継続	返済負担軽減借換等特別資金 「民間ゼロゼロ融資」の借換需要等に対応し返済負担を軽減するとともに、中小企業者の経営改善の取組を支援
	創設	経営者保証免除促進資金 経営者保証の提供を希望しない際に生じる保証料上乗せ負担の軽減により、思い切った事業展開を促進
	拡充	D X対応支援資金 D Xに資する身近な取組を新たに融資対象に追加し、県や国による認定がなくても、融資を受けることが可能に

例えば、こんなときにご利用ください(詳細については中面参照)

目 的		資 金	番 号
経営基盤の強化	大規模設備投資、販売量増大のための設備投資	産業活性化資金	①
	経営者保証の提供を希望しない際の保証料上乗せ負担軽減	経営者保証免除促進資金 創設	②
	脱炭素経営による経営の変革(再エネ設備導入等)	脱炭素経営未来投資応援資金	③
	新たに従業員を雇用して事業拡大	雇用創出支援資金	④
	女性が働きやすい職場環境の整備	若年者雇用促進資金	⑤
	観光施設の整備拡充等	女性活躍応援資金	⑥
		おいでませ山口観光振興資金	⑦
		事業円滑化資金	⑧
		組合事業資金	⑨
創業・新事業	新たに事業を開始[事業開始後5年未満]	スタートアップ創出促進資金	⑩
	事業承継のために必要な資金	事業承継支援資金	⑪
	D X推進に必要な設備資金等	D X対応支援資金 拡充	⑫
	業態転換等によるビジネスモデルの再構築	ビジネスモデル再構築支援資金	⑬
小規模	海外販路の開拓・拡大	海外ビジネス展開支援資金	⑭
	小規模企業の長期の事業資金	小規模企業支援資金	⑮
	仕入、賞与支給等、一時的事業資金	小規模企業支援小口資金	⑯
経営安定等	短期サポート資金	短期サポート資金	⑰
	経営の安定や改善	経営安定資金	⑱
	売上高又は売上総利益の減少による手元資金の確保・経営の改善	経営支援特別資金	⑲
	事業場内賃金の引上げ	原油価格・物価高騰対応資金	⑳
	毎月の返済額の見直し	賃金引上げ・価格転嫁支援資金	㉑
		返済負担軽減借換等特別資金	㉒

令和6年度山口県中小企業制度融資一覧表(令和6年4月1日現在)

※1 融資利率の( )書きは責任共有制度対象外 ※2 保証料上乗せ負担等により経営者保証なしで融資を受けられる場合あり(横断的制度等) ※3 融資期間の( )書きは措置期間(融資期間の内数)

資金名	融資の対象	融資限度額(千円)	融資利率 <sup>※1</sup> (年%)	保証料率 <sup>※2</sup> (年%)	融資期間 <sup>※3</sup> (年以内)	保証人	担保	備考	
経営基盤強化資金	① 産業活性化資金	・産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7(1.5) 5月0期 1.8(1.6) 10年超 2.0(1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5(1年) 設備 15(2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて	事前に商工会議所等の推薦が必要の場合あり
		・設備投資により生産量、受注量又は販売量等の増大を図るため ・商店街施設(商店街を構成する個店を含む)における店舗の改装や空き店舗利用のための改修等		5年以内 2.0(1.8) 5月0期 2.1(1.9) 10年超 2.3(2.1)					必要に応じて保証付き 0.34~1.76
	② 経営者保証免除促進資金	・経営状況等に関する一定の要件を満たし、かつ、経営者保証の提供を希望しない際に必要となる「保証料の上乗せ負担」の軽減策を有効活用し、思い切った事業展開に挑戦する法人が必要とする資金	80,000 (返済引換5号簿貸付)30,000	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)	すべて保証付き 0.59~2.21 (事業者実負担3割参考)	10(1年)	不要	不要	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の対象であることが必要 年0.34%~1.76%の利率に年0.25%又は0.45%のいずれかを上乗せした保証料率に対して、年0.15%に相当する額を国が補助するため、事業者実負担は年0.44~2.06%
	③ 脱炭素経営未来投資応援資金	・高効率照明・空調等の導入等によるエネルギー消費量の削減の取組 ・エネルギーの低炭素化の取組(太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備の導入等) ・電気自動車等の導入等利用エネルギーの転換の取組 ・国や県の脱炭素経営の促進に資する補助金を活用した取組	280,000	5年以内 1.7(1.5) 5月0期 1.8(1.6) 10年超 2.0(1.8)		15(2年)			-
	④ 雇用創出支援資金	・雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6か月以内に1人以上の常用労働者の増加が確実に見込まれるもの ・全体の雇用の減少を伴わずに、令和6年4月以降に県内の新規学卒未就職者(新卒3年以内)又は山口しごとセンター登録者等を1人以上常用労働者として雇用し、又は今後6か月以内に雇用することが確実に見込まれるもの ・障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母又は父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの等	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7(1.5) 5月0期 1.8(1.6) 10年超 2.0(1.8)		運転 5(1年) 設備 15(2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて	-
	⑤ 若年者雇用促進資金	・雇用の減少を伴わずに、2人以上の若年者を常用労働者として雇用する中小企業者等が必要とする資金		5年以内 1.2(1.0) 5年超 1.3(1.1)	すべて保証付き 0.34~1.76	10(2年)		必要に応じて	※令和6年4月1日以降の県内若年者(新規学卒者等)の雇用等が対象
	⑥ 女性活躍応援資金	・女性が働きやすい職場環境づくりのための雇用環境の改善等 ・女性の職場における活躍促進のための環境づくり等(女性活躍推進法の一部事業主体行動計画の実施に伴うものに限る)	50,000 (運転 20,000限度)	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)		運転 5(1年) 設備 10(2年)		必要に応じて	※やまぐち子育て応援企業、やまぐちともいきく応援企業及びやまぐち女性の活躍推進事業者に限る
	⑦ おいでませ山口観光振興資金	・宿泊施設などの観光施設の整備拡充 ・県内の観光振興に資する事業	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7(1.5) 5月0期 1.8(1.6) 10年超 2.0(1.8)		運転 5(1年) 設備 15(2年)			事前に市町長、商工会議所等、中央会又は一般社団法人山口県観光連盟の推薦が必要
	⑧ 事業円滑化資金	・経営円滑化のために必要とする長期運転資金 ・工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等に必要とする資金	200,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2(2.0) 5月0期 2.4(2.2) 10年超 2.5(2.3)					-
⑨ 組合事業資金	・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合等が必要とする資金	250,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.0(1.8) 5年超 2.1(1.9) ※親補償の利率に+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 5(6月) 設備 10(1年)	親補償の利率に+0.3%となる		事前に中央会の推薦が必要(チケット組合以外は、商工中金、山口銀行及び西京銀行のみ取扱い)	
創業・新事業展開支援資金	⑩ スタートアップ創出促進資金 【責任共有制度対象外資金】	・商工会議所等又は取扱金融機関店舗から事業計画についての推薦を受けた以下のものが必要とする資金 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始するもの ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立するもの ③事業を営んでいない個人で、事業開始して5年未満のもの ④事業を営んでいない個人が設立し、設立後5年未満の会社(法人成りした場合を含む) ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社	35,000	5年以内 1.3(1.0) 5年超 1.4(1.1)	すべて保証付き 0.65 (0.50となる場合あり) 【】書きは、令和5年4月1日以前に県外から移住し、県内で、創業予定又は創業後6ヶ月以内のものに限る。	(措置期間3年以内となる場合あり)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	不要	スタートアップ創出促進保証、創業関連保証又は再挑戦支援保証のいずれかの保証制度の対象であることが必要 ※認定特選創業支援企業(等)が実質的支援を受けた場合、認定対象はそれぞれ16月以内となる。
	⑪ 事業承継支援資金	・中小企業者の経営を承継するため、以下のものが必要とする資金等 ①中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の規定による認定を受けたもの ②事業引継ぎ支援センター設置団体の推薦を受けたもの	200,000	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10(2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて	-
	⑫ DX対応支援資金	・信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、又は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの 上記に該当し、かつ、以下の①から④までの要件をすべて満たすこと等 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率〔(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)〕が1.5倍以内であること ③法人・個人が分離がなされていること ④返済緩和している借入金が無いこと		5年以内 1.7 5年超 1.8	すべて保証付き 0.34~1.45 (0.09~0.70となる場合あり;備考参照)	10(1年)	不要	必要に応じて	※中小企業活性化協議会により事業承継計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を軽減
	⑬ ビジネスモデル再構築支援資金	・DX推進に取り組む中小企業者等が必要とする資金 ■業態転換や事業多角化など事業再構築促進関連【中小企業者等】 ・国や県、市町が交付する補助金等つなぎ資金や確定した資金 ・原材料や生産技術等の転換など、新たな事業に取り組む、経営の生産性や付加価値向上につながるもの等(経営行動計画作成) ・SDGsの趣旨に沿った「持続可能な社会づくり」に貢献する事業再構築(上記に係るもの) (経営行動計画を作成) ■付加価値・生産性向上による企業の成長促進関連【特定事業者】 ・地域経済牽引計画事業、経営革新のための事業、経営力向上に係る事業を実施するもの(いずれも計画の承認等が必要)	100,000	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10(2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて	-
	⑭ 海外ビジネス展開支援資金	・アジア地域において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開するために必要な資金	10,000	5年以内 1.7(1.5)		運転 5(1年)			-
支援資金	⑮ 小規模企業支援資金	・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人*)以下)が必要とする資金	40,000 (返済引換5号簿貸付)20,000	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10(2年)		必要に応じて	※一部業種については、別に定めあり
	⑯ 小規模企業支援小口資金 【責任共有制度対象外資金】	・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人*)以下)が必要とする資金で、既存の保証協会の保証付融資の残高(根保証においては融資残高)と合計で2,000万円以下となるもの	20,000	5年以内 1.5 5年超 1.6	すべて保証付き 0.40~1.76	10(1年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	原則不要	小口業種企業保証制度対象資金 ※一部業種については、別に定めあり
⑰ 短期サポート資金	・商品仕入、諸決済又は賞与支給等のため、一時的に必要とする資金	8,000 (返済引換10,000、総合貸付)3,000	5年以内 1.9(1.7) 5年超 2.0(1.8)	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	6月	親補償の利率に+0.3%となる		必要に応じて	-
経営安定支援資金	⑱ 経営安定資金	・中小企業信用保証法(以下「保険法」という。)第2条第5項及び第6項の規定に基づき市町長の認定を受けたもの ・災害等突発的な事由の生じ又は社会的、経済的環境の激変変化により経営の安定に支障を生じているもの ・取引先の倒産等開始申立等により債権の回収が困難となっているもの ・経営の安定に著しい支障が生じている企業で、商工会議所等の推薦を受けたもの						必要に応じて	連鎖倒産防止は取引先が指定生手続開始申立等事業者指定されていることが必要 ※連鎖倒産防止区分及び商工会議所等推薦区分は原則として担保不要
	⑲ 経営支援特別資金	・売上げの減少率により経営の安定に支障を生じている中小企業者等が、経営の合理化等により業況回復を図るために必要な資金	80,000	5年以内 1.7(1.5) 5年超 1.8(1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10(2年)		必要に応じて	-
	⑳ 原油価格・物価高騰対応資金	・最近3か月の売上高又は売上総利益(粗利益)の合計額が、過去(※)の売上高又は売上総利益(粗利益)の合計額に比べて5%以上減少 ・最近1か月の売上高又は売上総利益(粗利益)が、過去(※)の売上高又は売上総利益(粗利益)と比べて5%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高又は売上総利益(粗利益)の合計額が、過去(※)の売上高又は売上総利益(粗利益)の合計額に比べて5%以上減少見込							過去(比較対象)は前年同期又は令和2年1月以前の直近同期のいずれか
	㉑ 賃金引上げ・価格転嫁支援資金	・製品・サービスの価格転嫁に取り組む、かつ、雇入れ後6か月を経過した労働者の最も低い時間当たりの賃金を3%以上引き上げる(※)もの							※国補助金を活用する場合、雇入れ後6か月を経過した労働者の3%以上の賃金の引上げとみなす。
	㉒ 返済負担軽減借換等特別資金	・市町長の認定を受ける場合>①保険法第2条第5項第4号又は②保険法第2条第5項第5号の規定による市町長の認定を受けたもの ・市町長の認定がない場合>③次の(1)~(5)いずれかに該当すること 【売上高】(1)最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 【売上高総利益率】(2)最近1か月の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 【直近決算の売上高総利益率】(3)直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 【売上高営業利益率】(4)最近1か月の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 【直近決算の売上高営業利益率】(5)直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ・<その他>④令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された地域内に事業を有し、直接被害を受けたこと(罹災証明書が必要)	100,000	5年以内 1.5(1.3) 5年超 1.6(1.4)	すべて保証付き 親補償②④ 0.85 親補償③ 0.45~2.20 特別保証制度により経営者保証を免除する場合、それぞれ0.20	10(5年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	必要に応じて	金融機関による借入返済と経営行動計画の作成が必要 借入返済特別保証の対象であることが必要 (1)融資対象①、②及び④の保証料率について、保証料率により、事業者実負担は年0.05% (2)融資対象③の保証料率について、保証料率により、事業者実負担は年0.09~0.71% ※(1)・(2)とも、事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)の対象となる場合を除く
⑳ 活性化枠	・経営改善計画の策定支援期間の支援を受けて作成した計画に基づいて経営改善に取り組むのが必要とする資金 (策定支援機関：山口県中小企業活性化協議会、経営サポート会議など)	280,000	5年以内 1.5(1.3) 5年超 1.7(1.5)	すべて保証付き 0.80 (責任共有制度対象外1.00) 特別保証制度により経営者保証を免除する場合、それぞれ0.20	15(5年)			経営改善サポート窓口への対応が必要 ※保証料率の事業者実負担は事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)の対象となる場合を除き、いずれの場合も年0.05%	